

## 【薬剤料と薬剤料点数】

アズレイうがい液4%		外用薬 薬価	32.40 円/4%1mL
包装(mL)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)	
10	324.00	32	

アフタゾロン口腔用軟膏0.1%		外用薬 薬価	その他の消化器官用薬 66.20 円/0.1%1g
包装(g)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)	
3	198.60	20	
5	331.00	33	

セファクロルカプセル250mg 「SN」		内服薬 薬価	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの 49.30 円/250mg1カプセル			
1日量(Cap)	薬剤料(円) 1日分	薬剤料点数(点)				
		1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	147.90	15	30	45	60	75
6	295.80	30	60	90	120	150

デンターグル含嗽用散20mg/包		外用薬 薬価	歯科用抗生物質製剤 20.80 円/FRM20mg1包			
1日量(包)	薬剤料(円) 1日分	薬剤料点数(点)				
		1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	62.40	6	12	18	24	30

トミロン錠100		内服薬 薬価	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの 39.50 円/100mg1錠			
1日量(錠)	薬剤料(円) 1日分	薬剤料点数(点)				
		1日分	2日分	3日分	4日分	5日分
3	118.50	12	24	36	48	60
6	237.00	24	48	72	96	120

ヒノポロン口腔用軟膏		外用薬 薬価	その他の歯科口腔用薬 175.90 円/1g	
包装(g)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)		
5	879.50	88		

フロリードゲル経口用2%		内服薬 薬価	その他の化学療法剤 98.20 円/2%1g			
1日量(g)	薬剤料(円) 1日分	薬剤料点数(点)				
		1日分	4日分	6日分	8日分	14日分
10 [0.5本]	982.00	0.5本 98	2本 392	3本 588	4本 784	7本 1,372
20 [1本]	1,964.00	1本 196	4本 784	6本 1,176	8本 1,568	14本 2,744

ベンゼトニウム塩化物うがい液0.2% 「KYS」		外用薬 薬価	その他の歯科口腔用薬 4.50 円/1mL	
包装(mL)	薬剤料(円)	薬剤料点数(点)		
40	180.00	18		



## 【 歯科投薬料の算定 】

## (1) 院内処方 (調剤料+処方料+薬剤料+薬剤情報提供料)

## ① 調剤料 (外来患者:処方1回につき 入院患者:1日につき)

使用薬剤	調剤料(点)		麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬を調剤した時の加算(点)	
	外来患者	入院患者	外来患者	入院患者
内服薬・浸煎薬・屯服薬	11	7	1	
外用薬	8			

注 意 ・ 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

## ② 処方料 (処方1回につき)

使用薬剤	処方料(点)	3歳未満の乳幼児加算(点)	麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬を処方した時の加算(点)
6種類以下の内服薬の投薬 または、 外用薬、屯服薬のみ投薬	42	3	1
7種類以上の内服薬の投薬 〔臨時の投薬で投薬期間が 2週間以内のものを除く〕	29		

注 意 ・ 入院患者の処方料は入院基本料に含まれる。  
・ 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

## ③ 薬剤料

使用薬剤	1単位	薬剤料の算出法(点)	
		1単位の薬価が15円以下の場合	1単位の薬価が15円を超える場合
内服薬・浸煎薬	1剤1日分	日数	日数
屯服薬	1回分	1 × 回数	$\left( \frac{(\text{薬価}-15\text{円})}{10\text{円}} + 1 \right) \times \text{回数}$ (1点未満の端数は切り上げ)
外用薬	1調剤	1調剤分	1調剤分

注 意 ・ 1処方につき7種類以上の内服薬の投薬(臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のものを除く。)を行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。  
・ 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

## ④ 薬剤情報提供料 (月1回)

薬剤情報提供料(点)	手帳記載加算(点)
10 入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り(処方の内容に変更があった場合は、その都度)算定する。	3 左記の場合において、処方した薬剤の名称を当該患者の求めに応じて患者の薬剤服用歴等を経時的に記録する手帳に記載した場合には、手帳記載加算として、所定点数に加算する。

注 意 ・ 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した患者については、算定できない。

## (2) 院外処方 (処方箋料)(交付1回につき)

使用薬剤	処方箋料(点)	3歳未満の乳幼児加算(点)	一般名処方加算1(点)	一般名処方加算2(点)
6種類以下の内服薬の投薬 または、 外用薬、屯服薬のみ投薬	68	3	7 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上の場合に限る。)が一般名処方されている場合	5 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合
7種類以上の内服薬の投薬 〔臨時の投薬で投薬期間が 2週間以内のものを除く〕	40			

注 意 ・ 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

※うがい薬だけ処方する場合の取扱い<留意事項通知にて>

うがい薬のみの投薬が治療を目的としないものである場合には算定しないことを明らかにしたものであり、治療を目的とする場合にあっては、この限りではない。なお、うがい薬とは、薬効分類上の含嗽剤をいう。